

鹿屋体育大学PALSプロジェクト実施要領

〔平成11年 7月14日〕
学 長 裁 定

改正 平成16年 4月 1日

平成16年 7月15日

平成20年 3月 4日

平成20年 8月 1日

平成23年 3月14日

平成27年 1月 5日

第1 趣旨

運動による心身の健康の保持増進に関する研究を地域社会との連携・協力の下に推進し、研究活動の活性化を図るため、PALS (Promotion of Active Life Style) プロジェクトを組織する。

PALSプロジェクトは、大学審議会答申への対応として教授会が定めた本学の当面の推進テーマのひとつである「運動と健康」について、全学的プロジェクトとして具体的研究を推進するものであり、鹿児島県や鹿屋市等の地域社会との連携・協力の下に運動による健康の保持増進に関する研究を推進（確立）し、国民医療費（特に高齢者医療費）の抑制等に寄与することを目指すものである。

第2 組織

PALSプロジェクトは、学長補佐（学術研究・産学連携担当）（以下「担当学長補佐」という。）の下に、研究課題ごとにプロジェクトを組織するものとし、複数の専門分野（系等が複数にまたがるのが望ましい）の者が共同で研究を行い、それぞれのプロジェクトにプロジェクト長を置くものとする。

各プロジェクトへの参加は原則として学内研究者とするが、必要に応じて担当学長補佐又はプロジェクト長が推薦する者の参加も認める。

第3 申請

プロジェクト長は、あらかじめ国民医療費の抑制に寄与するための研究計画書を学長に提出するものとする。

第4 選考

学長は、提出された研究計画書に基づき、各プロジェクト長に対し、研究内容に関するヒアリングを実施し、プロジェクトの採否及び事業経費額を決定する。

第5 運営

プロジェクト長及びプロジェクト構成員は、採択された研究計画に基づき、プロジェクトを実施する。

担当学長補佐は、各プロジェクトの活動を円滑に進めるための連絡調整を行うとともに、各プロジェクトの活動状況を点検・評価し、必要に応じて学長に報告するものとする。

第6 期間

プロジェクトの設置期間は、原則として3年以内とする。

第7 継続の決定

複数年プロジェクトの場合、各プロジェクト長は2年目、3年目については研究計画書（複数年事業用）を年度毎に学長へ提出するものとし、学長は、進捗状況等に関するヒアリングを実施し、プロジェクトの継続の要否及び各年度の事業経費額を決定する。

第8 報告

プロジェクト長は、研究期間終了後、報告書を学長に提出するものとする。

第9 研究成果の公表

プロジェクトの研究成果は、研究成果報告会での発表を経て、プロジェクト終了後原則として1年以内に「学術研究紀要」等に公表するものとする。ただし、必要に応じてプロジェクト終了以前に公表することもできる。

第10 事後評価

学長は、プロジェクトの成果に対し、事後評価を行い、評価結果を次回のプロジェクトの選考に反映させるものとする。

第11 経費

プロジェクトに必要な経費は、当分の間、重点プロジェクト事業経費をもって充てる。

第12 事務

PALSプロジェクトの事務は、学術図書情報課が行う。

附 則

この要領は、平成11年7月14日から施行する。

附 則（平16. 4. 1）

この裁定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平16. 7. 15）

この裁定は、平成16年7月15日から施行する。

附 則（平20. 3. 4）

この裁定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平20. 8. 1）

この裁定は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平23. 3. 14）

この裁定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平27. 1. 5）

この裁定は、平成27年1月5日から施行し、平成26年11月1日から適用する。